

適正搬入申出書

(「廃石綿等」排出事業者)

年 月 日

東京都知事 殿

都の埋立処分場に搬入する産業廃棄物については、東京都廃棄物規則第13条に定める受入基準及び搬入承認書に記載された事項を遵守し、適正に搬入することを申し出ます。

なお、産業廃棄物の搬入に関する違反行為に対しては、当該廃棄物を持ち帰るとともに、行政処分等があった場合には、都の指導に従います。

申出人 住所

氏名

印

受入基準等抜粋

- 危険物及び有害物等が判定基準を超えるもの、並びに一般廃棄物は搬入しません。
- 承認を得ていない種類の産業廃棄物は搬入しません
- セメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋で二重に梱包して搬入します。
固化強度については一軸圧縮強度0.98メガパスカル以上であることを確認した上、搬入します。
原則として、第1回目の搬入の際に東京都登録試験機関で発行された圧縮強度試験成績書を提出します。なお、これによりがたい場合は、後日、必ず提出します。
- 固化物の形状は、おおむね重さ10キログラムかつ最大径30センチメートルを超えるものは搬入しません。
- 他の種類の産業廃棄物を、同じ運搬車両に混載して搬入することはしません。
- 搬入にあたっては、承認量を遵守します。
- 必要に応じて行われる都の追跡調査に協力します。
- その他、都及び係員の指導に従い搬入します。